

(別紙)

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通知）一部
改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされている。 (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであることが次のいずれかの方法により確認されていること。 ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。 イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱25ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)の通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア (略) イ (略) ウ (略) (2) こん包場所 消毒終了後にこん包される場合、告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとされている。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。 (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)の通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。 ア (略) イ (略) ウ (略) (2) こん包場所 消毒終了後にこん包される場合、告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

- ア (略)
イ (略)
ウ (略)

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査の確認

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを原則として1年に1回以上確認するものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

告示5の検査及び消毒の実施の確認は、原則として1年に1回以上、次により行うものとする。

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われていることを確認すること。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないよう行われていることを確認すること。

(オ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われていることを確認すること。

(カ) (略)

(キ) (略)

- ア (略)
イ (略)
ウ (略)

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

- (2) (1)の調査は、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

- (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱25ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないよう行われたことを確認すること。

(オ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) (略)

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われていることを確認すること。

(イ) 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われていることを確認すること。

(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われていることを確認すること。

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングアのほかオウトウミバエがないことを確認すること。

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示3の(1)の輸出検査の実施記録を確認し、輸出検査においてコドリングア及びオウトウミバエが発見されなかったことを確認すること。

(3) (1)及び(2)の結果、消毒実施が不十分であると判断されたとき又はコドリングア若しくはオウトウミバエが発見されたときは、その原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を停止するものとする。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(ア) (略)

(イ) (略)

6 輸入検査

(ク) (略)

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) 1回に処理する生果実の量がくん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングアのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の実施の確認の結果、コドリングア又はオウトウミバエが発見されたときは、コドリングア又はオウトウミバエが付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときには、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(ア) (略)

(イ) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ (略)